

再犯防止の推進



- 県および市町において実施される、再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画に基づく取組が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 令和2年度をもって終了した法務省「地域再犯防止推進モデル事業」の成果や課題と、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえた、必要な財政措置による支援

2. 提案・要望の理由

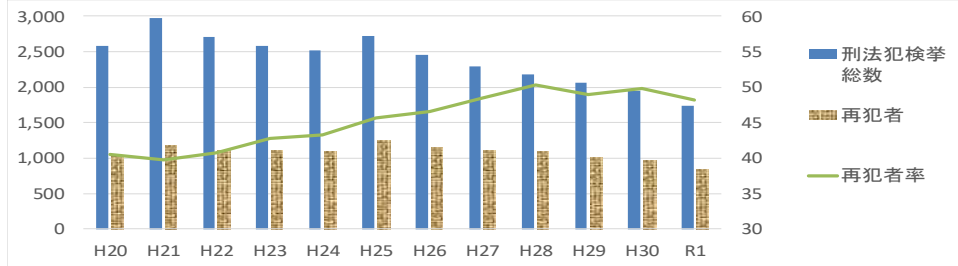
- 犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められている。
- 特に、①刑事司法関係機関と保健医療・福祉サービスとの連携強化、②県と更生保護協力組織との連携強化、③市町における取組の促進、④地域の支援者、再犯防止に取り組む雇用主や福祉事務所等が安心して受け入れができるよう支援者支援を進めることが必要であり、本県としても、県再犯防止推進計画に基づいた取組を進めているところ。
- 市町における再犯防止推進計画の策定状況は、県内19市町中、3市町（草津市、野洲市、日野町）においては地域福祉計画のなかで地方再犯防止推進計画としての内容も含めて策定されており、8市町においては今後の策定を検討されているところ。
- 県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施していくためには、国による財政措置が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・令和元年における検挙（送致）人員は1,736人、うち再犯者836人で再犯率は48.2%。（全国 R1：48.8%）

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2



(2) 滋賀県再犯防止推進計画（平成31年3月策定）

計画の期間：2019年度から2023年度（5年間）

基本方針：

- ①地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。
- ②国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。
- ③刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。
- ④犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します

基本施策：

- ① 国・民間団体等との連携強化、
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進、
- ④ 非行の防止と修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(3) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」



担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519